

高知市上下水道局電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 高知市上下水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務について、高知市（以下「市」という。）が設置する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う契約に係る事務（以下「電子入札」という。）の取扱いは、高知市上下水道事業契約規程が準用する高知市契約規則（昭和40年規則第4号）法令その他別に定めるもののほか、この基準に定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、建設工事及び建設工事に係る委託業務について、あらかじめ局が発注にあたって電子入札で行うことを指定した案件に適用することとし、当該案件においては、第9条による場合を除き、申請書（添付書類を除く。）及び入札書の紙による提出は認めないものとする。

(電子入札に参加できる者の基準)

第3条 電子入札に参加できる者は高知市上下水道局建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）のうち、電子証明書（ICカード等をいう。）を取得し、第5条により、市の電子入札システムに利用者登録をしている者とする。

(入札参加者の電子証明書の取扱い)

第4条 電子入札システムを利用した入札に参加する者は、有資格者の代表者（支店、営業所等が委任を受けて入札を行う場合はその支店、営業所等の長）の名義で電子証明書を取得するものとする。

(電子入札利用申請及び利用者登録)

第5条 初めて電子入札システムを利用する場合（登録済み事項の変更の場合も含む）は、次の手順により利用者登録を行うものとする。

- (1) 電子入札参加希望者は市に「電子入札用登録番号等取得申請書（別記様式第1号）」により申請する。なお、申請書の提出先は高知市上下水道局企画財務課又は高知市総務部契約課とする。
- (2) 市は提出された「電子入札用登録番号等取得申請書」に基づき、有資格者名簿等を確認のうえ、利用者登録に必要な「登録番号」及び「パスワード」を記した「電子入札用登録番号等通知書（別記様式第2号）」を当該電子入札参加希望者に対し、発行する。
- (3) 電子入札参加希望者は発行された「登録番号」及び「パスワード」を用いて電子入札

システムの利用者登録画面にて利用者登録を行う。

- 2 入札参加資格審査申請書記載事項に変更が生じた場合は、その都度「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出し、利用者情報の変更が必要な場合は速やかに行わなければならない。
- 3 電子証明書を更新した場合は速やかに利用者登録の更新を行うものとする。
- 4 市から発行された「登録番号」及び「パスワード」を紛失したときは、改めて「電子入札用登録番号等取得申請書」を提出し、「電子入札用登録番号等通知書」の再発行を受けるものとする。
- 5 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）はその代表構成員の代表者が取得した電子証明書を使用するものとする。この場合、特定JV用としての利用者登録は要さないものとする。

（電子証明書についての留意事項）

第6条 入札参加者が次のいずれかの事由により、開札までに電子証明書を不正に使用したときは当該入札への参加は認めない。また、落札者（事後審査型制限付き一般競争入札の場合は落札候補者）が不正使用等を行ったことが判明したときは、契約締結前においては当該入札を無効とする。

- (1) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加したとき。
- (2) 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用して入札に参加したとき。（局の承認を得ている場合を除く。）
- (3) その他明らかに電子証明書を不正使用したものと認められるとき。

（電子入札システム等の利用可能時間）

第7条 電子入札システム等の運用時間は次のとおりとする。ただし、高知市の休日を定める条例（平成元年4月1日市条例第21号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。

	電子入札システム	入札情報システム	電子調達 コールセンター
運用時間	午前8時から 午後8時まで	午前6時から 午後11時まで	午前9時から 午後6時まで

（電子入札システム障害等の取扱い）

第8条 入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合は第9条の規定により、電子入札から紙入札へ移行するものとする。

- 2 市側のシステム等に障害が発生し、全ての入札参加者が電子入札システムを利用できなくなった場合は、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延期）を行うものとする。この場合において、入札参加者に対し、電子入札システム以外の適切な手段により通知するとともに、その後の取扱いについて別途連絡するものとする。
- 3 天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、一部又は全部に入札参加者が電子入札システムによる入札等に参加できないことが判明した場合は、その原因及び復旧見込み等を調査検討し、入札書提出締切日時及び開札予定日時等の変更（延期）又は紙入札への移行等の措置を講じるものとする。この場合において、入札参加者に対し、電子入札システム以外の適切な手段により通知するとともに、その後の取扱いについて別途連絡するものとする。
- 4 市は次の事項に該当する場合は、入札参加者に事前の通知を行うことなく、電子入札システムの利用の停止、休止、中断又は制限を行うことができるものとする。
 - (1) 電子入札システムの定期又は随時の保守点検を行うとき。
 - (2) 電子入札システムの改修を行う必要があるとき。

（紙入札での参加の取扱い）

第9条 入札参加者が次のいずれかに該当し、電子入札における入札手続きが継続できない場合は、局に「紙入札参加申請書（別記様式第3号）」を提出し、局が認めた場合に限り、当該入札に紙入札による参加を認めるものとする。提出は企画財務課に直接持参によるものとし、紙入札での参加を認められた者（以下「紙入札者」）は当該入札について、電子入札への移行は認めないものとする。

- (1) 会社名や代表者の変更等により、電子証明書再取得の途中であつて、当該手続き中であることを書面にて証明できる場合。
- (2) 電子証明書の紛失、失効、閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）又は破損等により、電子証明書再取得の途中であつて、当該手続き中であることを書面にて証明できる場合。
- (3) 通信機器の不具合及び通信障害等が発生し、電子入札システムを用いて入札書を提出できない場合。
- (4) その他上下水道事業管理者が特に必要と認めたとき。

（紙入札を認めた場合の取扱い）

第10条 局は、第9条により入札参加者に紙入札を認めた場合は、速やかに紙入札者として電子入札システムに登録するとともに、当該紙入札者に対し、当該入札について電子入札に係る手続を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱う。

2 電子入札案件に紙入札者が提出する入札書及び入札書添付書類は、次の方法により提出するものとし、提出された書類は局において開札予定日時まで厳重に保管するものとする。

(1) 入札金額等は、「電子入札用入札（見積）書（別記様式第4号）」に明記し、提出するものとし、入札書にくじ番号が記載されていない場合は、当該入札書に記載された入札価格の上位3桁の数字をくじ番号として使用する。

(2) 入札書及び入札書添付書類は、企画財務課に直接持参するものとし、郵送による提出は認めない。

(3) 入札書及び入札書添付書類の提出は、当該電子入札案件の入札開始日時から入札書提出締切日時まで（ただし、休日を除く。）とし、当該期間以外の提出は受け付けない。

(4) 入札書及び入札書添付書類は封筒に入れて封かんし、当該封筒（以下「内封筒」という。）の表には、高知市上下水道局企画財務課宛、案件名、開札日、及び入札者の名称（法人にあつては名称及び入札する権限を有するものの職名、氏名とする。以下同じ。）を明記し、さらに内封筒を別の封筒に入れ封かんし、その封筒には高知市上下水道局企画財務課宛、案件名、開札日、入札者の名称並びに「入札書類在中」及び「親展」と明記する。

(5) 入札書及び入札書添付書類の提出が（4）に示したとおり、二重封筒になっていない場合は無効な入札とする。

（入札参加申請書及び入札書添付書類等の提出方法）

第11条 入札参加申請書及び入札書添付書類等の提出方法は、紙入札を認めたときを除くほか、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は紙媒体を作成し、各提出期限までに直接持参するものとする。この場合において、入札参加者は電子入札システムで入札書を提出する際に、「提出書類等通知書（別添様式5号）」を添付し、提出する紙媒体は封筒に入れて封かんし、当該封筒には高知市上下水道局企画財務課宛、案件名、開札日、及び入札者の名称並びに「同封した書類名」及び「親展」と明記するものとする。

(1) 入札書添付書類及び入札参加申請書等の容量がファイルの圧縮をしても3メガバイトを超える場合

(2) 提出書類の特性上、電子化に適さないもの、その他局が紙媒体での提出を指示する場合

2 電子入札システムを利用して提出する入札参加申請書及び入札書添付書類等の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次に掲げるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないようにするものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Word 2013形式以下での保存に限る。

Microsoft Excel	Excel 2013形式以下での保存に限る。
その他のアプリケーション	PDFファイル（AdobeReader 11により読み込み可能なバージョンで作成したもの） 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記のほか特に認めたファイル形式

※1 電子ファイルの圧縮を行う場合はLZH又はZIP形式とし、自己解凍方式は認めないものとする。

※2 提出する全ての電子ファイルについては、汎用的に使用されているウィルス対策ソフトを利用し、常に最新のパターンファイルによるウィルスチェックを確実に実施することとする。万一、提出された電子ファイルにウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等の手段で連絡し、対応について指示するものとする。

（入札の辞退）

第12条 入札参加者の当該入札への辞退について、次に定めるところとする。ただし、一旦提出された入札辞退届の撤回は認めない。

- （1）入札書提出締切日時までの辞退の申し出は、電子入札システムにより「入札辞退届」を提出（紙入札者にとっては「電子入札用入札辞退届（別記様式第6号）」を企画財務課に直接持参又はファクシミリによる送信）し、辞退できることとする。
- （2）入札書提出締切日時以降、開札日時までの辞退の申し出は「電子入札用入札辞退届」を企画財務課に直接持参又はファクシミリによる送信をし、承認を得られれば辞退できることとする。ただし、緊急を要する場合は、あらかじめ企画財務課に対し、辞退する旨を口頭により申し出た上で「電子入札用入札辞退届」を速やかに提出し、承認を得られれば辞退できることとする。
- （3）入札書提出締切日時において、入札書及び入札書添付書類が電子入札システムに到着していない場合（紙入札者にとっては企画財務課に未提出の場合）は辞退したものとみなす。

（開札について）

第13条 開札は事前に設定した開札予定日時到来後、速やかに行うものとする。ただし、紙入札者がいる場合は、入札執行職員が開札宣言をした後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから開札処理を行うものとする。電子入札案件は企画財務課職員2名以上で開札することとし、原則として入札者の立会を行わないものとする。

- 2 落札となるべき金額で入札をした者が2名以上ある場合は、電子入札システムにおいて電子くじを実施し、落札者（事後審査型制限付き一般競争入札の場合は落札候補者）を

決定するものとする。なお、電子くじ機能に障害が発生した場合は落札決定（落札候補決定）を保留し、別途入札参加者の立会いのもとにくじを実施するものとする。

3 再度入札を行う場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 開札の結果、落札となるべき入札がない場合は、入札参加者全員が失格となった場合を除き、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による。）通知する。
- (2) 再度入札における入札書提出締切日時は別に定める場合を除き、再度入札の対象となった入札開札日の翌日午前 11 時とし、入札書提出締切日時後に直ちに開札を行う（ただし、休日を除く。）。
- (3) 再度入札において紙入札者がいる場合は、再度入札の開札日時を別に定め、通知するものとする。
- (4) 再度入札においては工事費内訳書の提出は不要とする。
- (5) 再度入札における入札書提出締切日時までに入札のなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (6) 再度入札実施通知に記載された入札可能額を超える入札があった場合は辞退したものとみなす。
- (7) 再度入札は 2 回（初度入札を含め 3 回）まで行う。
- (8) 当該入札を辞退した者、入札の結果失格となった者は再度入札に参加することができない。

4 入札不調等により落札者が決定しなかった場合は、更改入札を行うことがある。

5 局は開札後、落札決定者に対し、次の方法により通知するものとする。

- (1) 落札決定者が電子入札システムにより入札参加している場合は、速やかに電子入札システムから落札者決定通知書により通知する。
- (2) 落札決定者が紙入札者の場合は、当該落札決定者に対し、速やかに電子入札システム以外のその他適切な手段により通知する。
- (3) 事後審査型制限付き一般競争入札等、開札後に審査を要する入札案件等落札を保留する案件については、開札後に審査を行ったうえで落札者を決定し、通知するものとする。

6 開札の延期又は中止をする場合は、入札参加者に対して、電子入札システム又はその他適切な手段により、開札を延期又は中止する旨を通知するとともに、その後の取扱いについて別途連絡する。なお、開札を中止する場合はすでに提出された入札書及び入札書添付書類は開封しないものとする。

（入札結果の公開）

第 14 条 電子入札で行った全ての案件に関する入札結果については、落札決定後、市が留意した入札情報公開システムにて公表するものとする。

附則

この運用基準は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この運用基準は、令和3年9月1日から施行する。

附則

この運用基準は、令和4年2月1日から施行する。

附則

この運用基準は、令和4年4月8日から施行する。